

新旧対照表

浦安市青少年健全育成研修実行委員会補助金交付要綱（昭和62年告示第51号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助金の額） 第3条 補助金の額は、<u>1,100,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>この告示は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>（補助金の額） 第3条 補助金の額は、<u>700,000円</u>以内で市長が適当と認めた額とする。</p>